

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和５年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議,学内教職員向けwebサイト等に掲載し全教職員に周知した。（５月） いじめ対策にかかる事例集（文部科学省）を印刷し，全教職員へ配布した。（５月）	引き続き定期的に周知する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いある各事例に関する協議を行い、対応方針を決定した。（５月・７月・10月・12月・2月）	次年度より年6回の定期開催とする。	令和7年4月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	本校カウンセラー（公認心理士・臨床心理士）による発達障害・いじめ研修会を開催し，75名の教職員が参加した。（2月）	研修当日に参加できない教職員向けに、動画を後日閲覧できるようにする。	令和7年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議,学内教職員向けwebサイト等に掲載し全教職員に周知した。（５月）	引き続き定期的に周知する。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議,学内教職員向けwebサイト等に掲載し全教職員に周知した。（５月）	引き続き定期的に周知する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員向け研修だけでなく教員会議等でも定期的に，学生の気になる様子を把握した場合は速やかに学生課又は保健室を通じていじめ対策委員会へ相談（報告）する事を周知徹底している。	引き続き定期的に周知する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	,学内教職員向けwebサイト等に掲載し全教職員に周知した。（５月）	引き続き定期的に周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを利用し，事案発生時には関係教職員が常に最新の情報を共有できるよう体制を整えている。	引き続き共有を行う。	-
9	令和4年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度における各いじめ防止等対策の取組について検証を行い，令和6年度の学校いじめ防止プログラムの改正を行った。（2月）	年度末に検証を行い、結果を次年度に反映させている。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためのアンケートを定期的に実施するとともに，アンケート結果をいじめ対策委員会及び教員会議等で教職員へ周知した。（５月・6月・10月・11月）	引き続きアンケートを実施する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	SCを正式な構成員とはしていないが，SCの所属する学生相談室の室長及び看護師を構成員とし，SCが得た情報を的確に共有できる体制を取っている。	次年度からSCに参画していただく。	令和7年4月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生主事によるいじめに関する研修を実施した。（4月）	引き続き全学年を対象とした研修を行う。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	研修や配布物等で，具体的な事例を提示している。	引き続き定期的に周知する。	-
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	学生会が主体となりいじめアンケートを実施している。（５月・10月）	引き続き学生が主体となった取り組みがされるよう、学校側から働きかけていく。	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校HPにいじめ・ハラスメント防止対策のページを作成し，関係ガイドライン等を掲載することで保護者への周知を行った。 学生及び保護者へ，群馬高専におけるいじめ問題への対応と警察との連携等の徹底に関する通知を配布した。（4月）	引き続き定期的に周知する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルにて被害・加害の双方の保護者に対し，支援・指導を行う旨を明文化している。	適切に対応できるよう、いじめ早期発見・事案対処マニュアルを再度教職員へ周知した。	令和6年12月実施済
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会や地域の生徒指導主事会において，本校のいじめ対策に対する理解を仰ぐ等，連携体制を築いている。	引き続き学外者へ意見を求めている。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルにて必要に応じ所轄警察署へ相談・通報する体制を明文化している。	日ごろから連携する体制を取っている。	-